# 情報通信行政·郵政行政審議会 郵政行政分科会(第55回)議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成30年3月29日(木)10:01~10:31 於. 総務省第1特別会議室(8階)

## 第2 出席した委員(敬称略)

樋口 清秀(分科会長)、清野 幾久子(分科会長代理)、佐々木 百合、 島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照(以上6名)

## 第3 出席した関係職員等

卷口郵政行政部長、北林郵政行政部企画課長、野水郵便課長 事務局:東 政幸(情報流通行政局総務課課長補佐)

## 第4 議題

## (1) 諮問事項

ア 郵便業務管理規程の変更の認可

【諮問第1166号】

イ 平成30年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可 【諮問第1167号】 ○樋口分科会長 皆様、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。 本日、定足数を満たしておりますので会議を開催したいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項2件でございます。

それでは、諮問第1166号「郵便業務管理規程の変更の認可」について、総務 省から説明をお願いします。

○野水郵便課長 それでは、資料 55-1 をご覧ください。まず、最初に諮問書の写し、審査結果、申請書とございますが、その後の説明資料に基づきましてご説明を差し上げたいと思っております。

郵便業務管理規程の変更ということですが、1ページに、「郵便業務管理規程とは」とございます。郵便法第70条第1項に基づいて、日本郵便株式会社は、郵便業務管理規程を定めることになっております。そこに記載する事項について、①から⑤まで書いておりますが、⑤に、「郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項」がございます。今回はこちらに関する変更になります。郵便業務管理規程の変更については総務大臣の認可が必要になっておりまして、その際には、審議会に諮問させていただくということになっております。

2ページをご覧ください。日本郵便株式会社からの申請内容です。現在、郵便業務管理規程において、郵便切手類の個別金額の一覧を定めております。これを手続の簡素化のため削除するというのが、今回の改定内容です。

2ページの一番下に、郵便業務管理規程の変更前、変更後を表した新旧対照表を記載しております。左側が変更前、現行のものでございますが、郵便切手類は、次の表のとおりとするとあり、3ページの左の上部の表をご覧いただきますと、郵便切手ですと、金額が1、2、3、5、10という形で個別具体的に書いております。要するに1円切手、2円切手、3円切手、5円切手、10円切手というものを発行するということが、ここに書かれているということでございます。利用者の便益を考慮して、これ以外の切手を追加して発行することは可能となっていますが、原則としてこの金額と違うものを発行するとか、あるいはこの金額を発行しないというときには、この規定の変更が必要ということで、これまで取り運ばれていました。2ページに戻っていただきまして、一番下の郵便業務管理規程の変更後をご覧いた

だければと思います。今回、この表を削除いたしまして、下線を引いておりますけれども、「利用者の便益を考慮して適切な金額で発行するものとする」ということで、利用者の便益を考慮した適切な金額であることは必要ですが、個別具体的なところまでは、ここでは決めない形に変更したいというものです。

この変更理由ですが、2ページの2にございますように、このような簡素化を可能とするために、郵便法施行規則第32条に定めている郵便業務管理規程の認可基準を昨年3月に、このページの真ん中の新旧対照表のとおり改正したところです。この真ん中の表を見ていただきますと、改正前は、郵便切手等の金額の種類が適切に定められているということになっておりまして、具体的に金額を定めなさいという基準になっていたところですが、昨年3月の改正後には、適切な金額で発行することが定められているということで、必ずしも金額を定めなくてもいいということになっているものです。

このような郵便法施行規則の改正を昨年行ったところですが、これを踏まえ、今回、日本郵便株式会社において郵便業務管理規程を変更するというものでして、実施予定期日は、今年の5月1日を予定しております。

これに関する審査結果が、4ページにございます。審査基準、各項目がございますが、今回は個別金額の一覧を削除するというものですので、審査基準の各項目に 該当するものはほとんどないということになっております。

4ページは、該当するものがないですが、5ページで1項目だけ該当するものが ございます。上から2番目の基準でございますが、「郵便切手等の種類ごとに郵便 に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で 郵便切手等を発行することが定められていること」となっております。これが先ほ ど申し上げた、昨年、郵便法施行規則を改正して作った基準ですが、その旨が今回 の郵便業務管理規程に定められておりますので、適当であると考えているところで す。結論として総務省としましては認可することが適当であると考えているところ です。

なお、参考資料がその後にございまして、話が飛ぶような感じではございますが、 7ページに、年賀葉書の料金の改定の資料がございます。前回の分科会でもこれに ついてお話がございましたが、その直後、日本郵便株式会社から年賀葉書の料金変 更の届出がございました。変更の内容は、来年の年賀葉書の料金を通常の葉書と同 額、62円に統一するというものでございます。

その下に経緯がございますが、昨年の6月1日に郵便料金の改定がございまして、主に第二種郵便物、すなわち葉書の料金だったわけですけれども、通常の葉書については、52円から62円に料金を改定しました。ただ、年賀葉書については、12月15日から翌年1月7日に差し出したものに限り、52円に据え置くという措置をとっていたところです。これは国民に広く使われている年賀葉書について、その影響を考慮したものでございます。しかし、その下の参考で、年賀状の引受通数の推移をお示ししておりますが、年賀状は毎年減ってきているのですが、今年の年賀は例年にも増して大きな落ち込みをしたということがございまして、収支の点でかなり厳しくなってきているということがございます。

それから、こちらの分科会でも、先ほどの12月15日から翌年1月7日までという料金が非常に分かりにくいので、よく周知をすることが必要ではないかとご指摘がございましたが、日本郵便株式会社も一番下の参考にあるように、様々な周知を実施したところです。例えば郵便局で年賀葉書を売るときに声掛けをするとか、周知用のチラシを渡す、ポストに1月8日以降は62円ということが書かれた周知用のステッカーを貼る、年賀状の配達と一緒にチラシを配布する、あるいはテレビCMも流すということで、様々な周知を実施していただいたところでございますが、それでもやはり、お客様から今回わかりにくかったという声が、日本郵便株式会社に寄せられているという状況でございました。こういうことを踏まえて、日本郵便株式会社では、このたび年賀葉書についても、通常の葉書と同額に統一したいということで、届出を先般行ったところでございます。

したがいまして、今までは52円という料金があったわけですが、通常の葉書も52円ではない、年賀も52円でなくなるということです。先ほど郵便業務管理規程の郵便切手類の個別金額の表がございましたが、ここで郵便葉書の料額印面が52円と62円両方書いております。この52円というのを本来削ることが必要になってきますが、それに合わせて料金の表自体を削除するというのが今回の改正でございます。

ご説明が長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、

ご質問ございませんでしょうか。

- ○多賀谷委員 郵便業務管理規程については了解ですが、たまたま年賀葉書について参考に説明されたので確認させていただきます。年賀葉書を52円から62円に上げるということ自体については、全て日本郵便株式会社が勝手に行うことができて、それについて総務省でチェックする仕組みはないと理解してよろしいでしょうか。
- ○野水郵便課長 郵便法令上は、第一種郵便物のうち定形郵便物については、料金の額が82円を超えないものと規定されておりますが、第二種郵便物のうち通常葉書については、定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであればいいということになっております。したがいまして、原則としては、日本郵便株式会社の届出でよいのですが、それが著しく何らかの理由で不合理だということがございましたら、料金の変更を命じることができるという規定になっていますので、ノーチェックというわけではございません。
- ○多賀谷委員 なるほど。それで、日本郵便株式会社が年賀葉書の料金を52円から62円に上げるということについて、公示は日本郵便株式会社が行うということで、総務省は、一切関係ないということでしょうか。
- ○野水郵便課長 総務省で公示をするということではなくて、日本郵便株式会社で料金表を掲示するということになります。
- ○樋口分科会長 そのルールというのは、例えば料金を変えますよというルールに ついても、それは全部、日本郵便株式会社に一応裁量権はあるということですか。
- ○多賀谷委員 82円を超えなければ、ということですよね。
- ○樋口分科会長だから、そこの料金の申請は総務省に来るわけですよね。
- ○野水郵便課長 届出は来ます。
- ○多賀谷委員 申請ではなくて届出が来るということですか。
- ○樋口分科会長 よろしいですか。
- ○多賀谷委員 はい。
- ○樋口分科会長 ほかに。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問第1166号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### (「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

続きまして、諮問第1167号「平成30年用寄附金付郵便葉書等に付加された 寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○野水郵便課長 それでは、資料55-2をご覧ください。諮問書の写しと、右肩に説明資料と書いたものと、それから、表紙に参考資料と大きく書いたものの3つに分かれるかと思います。今回は説明資料と参考資料、この2つを照らし合わせながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料をご覧ください。1ページをご覧いただきますと、平成30年用 寄附金付郵便葉書等ということで絵が描かれております。今年は、いぬ年というこ とでこのような年賀葉書、それから、52円と82円の年賀用の切手で寄附金が付 いたもの、このようなものが発行されているところでございます。

それから、2ページをご覧ください。今年はこれまでと異なり、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、そのための寄附金を目的とした年賀葉書が3種類発行されております。

説明資料の1ページからは、一般の寄附金付のご説明でございまして、オリンピック・パラリンピックについては、8ページ以降で別にご説明いたします。

まず、制度の概要ですが、お年玉付郵便葉書等に関する法律がございます。その中で、この下の表にございます①から⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。①から⑩はご覧いただければと思いますが、社会福祉の増進や風水害の関係などの事業が挙げられております。

日本郵便株式会社は集めた寄附金の配分を誰にするか、幾ら配分するかということを決定し、また、配分された団体が守らなければいけない事項を決めたり、あるいはその使途についてどのように監査するかということについて定めるときには、総務大臣の認可が必要ということになっております。この認可についても、審議会に諮問させていただくということになっております。

2ページをご覧ください。日本郵便株式会社で、寄附金配分についてどのような 審査を行っているかということを、第2に書いております。まず、配分申請を行う に当たって、どういう要件が課されているかということですが、(1)で配分団体 の要件ということで、アのところにございますが、社会福祉法人等の公的な法人に該当することが必要ということが定められております。それから、1ページに①から⑩までございましたが、そうした事業を行う団体であるということが要件になっております。

それから、(2)で申請金額ということで、原則として1件500万円を上限と するという形になっております。

3ページをご覧ください。こうした要件を満たした団体が申請をしてくるわけですが、それについての審査方法でございます。まず、(1)で形式審査ということで、先ほど申し上げたような団体要件を満たしていることなどについて、事務局でまず審査した上で、実際にどの団体に幾ら配分するかという配分審査については、この分野の有識者からなる審査委員会において審査をするということになっております。先ほどの参考資料の3ページに名簿が付いておりますので、必要に応じてご参照いただければと存じます。

この審査委員会での審査ですが、まず、審査の項目としましては、アのところですが、先駆性、社会性、実現性、緊急性を審査するということに加えて、定量的条件として、申請額が大きいか小さいか、団体の自己負担金の割合が高いか低いか、それから、団体の繰越剰余金額が大きいか小さいかということを踏まえて優先付けをするということにしております。

審査の手順、イのところですが、申請1件当たり、有識者からなる審査委員会の 2名の審査委員がまず事前に審査を行うということで、今、上記アで申し上げた申 請事業に期待する4項目を評価して、得点を算出します。その得点が同点だった場 合には、事務局が先ほどのアの定量的条件を加味して、優先順位を付けるというこ とになっております。また、2名の審査委員が費用の必要性や団体の自己負担能力 等を踏まえて配分金額を査定するということになっております。以上の結果を持ち 寄り、審査委員会において審議するという流れになっております。

4ページをご覧ください。こうして審査を行った上での日本郵便株式会社からの申請内容です。配分団体・配分金につきましては、合計 1 7 5 団体、総額 3 億 7 0 万円の配分を行うということになっております。個々の配分団体や配分金がどうなっているかということについては、参考資料の 5ページに個別の団体を挙げさせていただいております。こちらは細かくなりますので、説明資料で引き続き全体

的なご説明をいたします。参考1ですが、平成30年の寄附金額、また、どれだけ 寄附金付葉書などを買っていただけたかということですが、そこにございますよう に、葉書、切手を合わせて、販売枚数が6,144万枚、寄附金総額が2億8,728万円でございました。これが今年の寄附金額になるわけですが、参考2にございますように、それに前年からの繰越金3,811万円を足して、一方で、この配分にかかる必要経費を日本郵便株式会社で引かせていただく1,731万円というのがございます。差し引きの配分原資が3億808万円になり、そのうちの3億70万円を今年配分し、738万円を来年へ繰り越すということになっております。

参考3は、事業別に見た配分状況です。先ほど①から⑩の事業があるとございましたが、その中で多いのは、1号事業、社会福祉増進関係ということで、高齢者への支援のようなものが一番多くなっております。それから、次に多いのが2号事業ということで、災害関係ですが、その中でも特に東日本大震災と熊本地震という関係が多くなっておりまして、5,763万円、それから、7号事業の青少年健全育成ということで、こちらはその次に多くなっております。3,521万円ということで、ひきこもりの方への支援などがここに当たってくるかと思います。

それから、5ページをご覧ください。団体からの申請と採択状況ということで、 今回については、846の団体から申請があり、先ほど申し上げたように、 175団体に配分するということになっております。採択率は20.7%でござい ます。

参考資料の4ページをご覧ください。最近5年間の寄附金の配分原資、それから、 配分状況を時系列で並べているところです。棒グラフが3種類ございますが、左側 の斜線が入っている棒が配分原資でございます。年賀状全体が落ち込んでいること などを受けて、右肩下がりで減っておりまして、棒の一番右側が配分額ですが、配 分額も毎年少し下がってきているという状況にございます。

説明資料の5ページに戻っていただきまして、2の配分団体が守らなければならない事項を日本郵便株式会社で定めておりますが、配分金は、実施計画以外の使途に使用してはならないことなどが定められております。また、3の監査に関する事項については、配分団体は監査に応じなければならないといった事項が定められておりまして、この2と3は、どちらも例年どおりの内容となっております。

こうした申請内容ですが、審査結果が6ページにございます。審査基準を上から ご説明いたしますと、最初が、寄附金の額から控除される費用の額が妥当であるこ とということになっております。こちらについては、日本郵便株式会社では寄附金 に関する周知費用、例えばリーフレットを作成するといった費用、あるいは寄附金 の管理に要する人件費などを計上しているところでして、会社から申請に際して提 出された参考資料において、費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認め ているところでございます。

それから、2番目の基準ですが、配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に 定められているかどうかということでございます。団体の選定や金額の決定につい ては、先ほどご説明したような手順で審査を行って決定しているということでして、 適正であると考えております。

それから、7ページをご覧ください。配分団体が守らなければならない事項が定められていること、それから、その下、監査に関し必要な事項が定められていることというところですが、これも先ほどご説明したように、例年どおりの内容が決められており、必要な事項が定められていると認められます。したがって、結論としましては、認可することが適当であると考えているところです。

続きまして、8ページをご覧ください。オリンピック・パラリンピック関係の寄附金の配分についてです。制度概要ですが、こちらは平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法が平成27年に定められまして、大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便業書等を発行することが可能とされております。この場合、大会の組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされております。したがって、寄附金の配分の手続などは、通常の寄附金付葉書と同様になっております。

第2で、寄附金配分の審査ですが、要件については、(1)配分団体は組織委員会のみということになっております。申請金額については、これは1団体ということもございますので、上限額はないということです。審査方法については、やはり形式審査は事務局が行い、配分審査は有識者からなる審査委員会で行うということでございます。有識者が、申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査するということになっております。

9ページをご覧ください。申請内容ですが、配分団体については今申し上げたように組織委員会、配分金は3,418万円になっております。参考1に寄附金額がございますが、販売枚数は、葉書684万枚でして、寄附金額は3,422万円でございます。これから参考2のとおり、配分費用を引いて3,418万円になり、これをそのまま配分するということでございます。

寄附の対象となる事業ですが、大会のマスコット、先般、小学生の投票で決まりましたが、その着ぐるみを作って発表するというイベントが今後予定されているということですので、そのイベントに充てることを申請されているということでございます。

それから2の配分団体が守らなければならない事項、3の監査に関する事項については、一般の寄附金の場合と同じような内容が定められております。

10ページをご覧ください。審査結果でございます。審査基準は先ほどと基本的に同じですが、控除される費用の額が妥当であるかということでございます。寄附金の取りまとめに要する人件費、それから、寄附金の管理に要する人件費を計上しておりまして、これについては適切なものと判断しております。

それから2番目の基準は、配分団体、配分金額が適正に定められているかということです。配分団体の選定については、組織委員会で決まっております。また、組織委員会から事業費の内訳等の提出を受けて、その一部に充てるものとして配分金額を決定しており、それは妥当であると見ております。

それから3番目、4番目の基準は、守らなければならない事項、監査に関し必要な事項ですが、これは一般の寄附金の場合と同じでして、適当であると考えているところでございます。したがって、結論としては、認可することが適当と考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、 ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見ございませんようですので、諮問第1167号については、諮問のとおり 認可することが適当である旨、答申することにしてはいかがかと思いますが、いか がでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で、用意されました審議議題は終了いたしますが、各委員の方々から何かご ざいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局から何かございますか。

- ○事務局(東) 事務局から、次回の日程につきましては、6月29日の金曜日の 開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途、ご連絡を差し上げま すので、どうかよろしくお願いいたします。
- ○樋口分科会長 ありがとうございました。それでは、本日の会議は終了いたしま した。ご出席ありがとうございました。

閉会